

## 鳴門教育大学研究生規則

平成16年 4月 1日

規則第 29 号

改正 平成17年3月14日規則第15号

平成20年3月26日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第94条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 学部の研究生の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (3) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (4) その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 大学院の研究生の入学資格は、学則第62条の規定を準用する。

(入学の出願)

第4条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書（別記様式第1号）
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 勤務先を有する者は、入学の同意書（別記様式第2号）
- (5) その他鳴門教育大学（以下「本学」という。）が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、現職教育のため任命権者の命により派遣される者については、前項第2号及び第4号までの書類に代えて、任命権者の推薦書を提出するものとする。

3 出願期間は、次のとおりとする。

前期 2月10日から3月10日まで

後期 8月 1日から8月31日まで

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、指導教員の下承を得たものについて学校教育学部教務委員会又は大学院学校教育研究科教務委員会において行うものとする。

2 前項の選考は、前条第1項及び第2項の書類により行うものとする。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の入学者選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年の範囲内で許可を得てこの期間を延長することができる。

(指導教員等)

第8条 研究生には、その研究課題に応じて指導教員を指定する。

2 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業を聴講することができる。

3 前項の聴講することができる授業は、学部の研究生にあつては学部の授業とし、大学院の研究生にあつては学部又は大学院の授業とする。

4 研究生が単位を修得しようとするときは、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

(研究の修了)

第9条 研究生が所定の期間在学し、その研究を修了した場合には、研究成果の概要を記載した研究修了届(別記様式第3号)を作成し、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究を修了した者に対し、本人の請求により研究を修了した旨の証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める。

2 研究生は、研究期間に応じ、6か月分に相当する授業料の額(6か月未満であるときは、その期間分に相当する額)を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

(現職教育のために派遣される者の検定料等)

第11条 現職教育のため、任命権者の命により派遣される者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

(実験・実習等の費用)

第12条 実験・実習等に要する費用は、研究生の負担とすることができる。

(学則等の準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則及び鳴門教育大学学生規則(平成16年規則第27号)等の規定を準用する。

(実施細則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。